

砂川市地域防災計画の修正について

災害対策基本法等の改正
(H30. 6)

防災基本計画（国）の修正
(H30. 6、R1. 5)

北海道地域防災計画の修正
(H30. 5、R1. 5)



○平成30年西日本豪雨を踏まえ、住民に対する避難行動のあり方について防災基本計画やガイドラインが改正された。

○平成30年西日本豪雨や平成30年胆振東部地震で得られた教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえ、北海道地域防災計画が見直された。(H30. 5、R1. 5)

上記のとおり、北海道地域防災計画は修正が行われており、砂川市地域防災計画についてはH29. 5月の修正分まで反映されていました。この度の修正ではH30. 5月分及びR1. 5月分の北海道地域防災計画を反映した形としています。

砂川市地域防災計画の主な修正事項

1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 計画策定の目的	● 本計画が持続可能な開発目標（SDGs）の主にゴール 1、11、13に資するものであることを明記
	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	● 「陸上自衛隊第10普通科連隊」を「陸上自衛隊第10即応機動連隊」に修正
	第7節 住民及び事業者の基本的責務等	● 住民の責務について災害時に正常性バイアスが働くことを追加 ● 平常時の備えについてポータブルストーブを備蓄すること、携帯電話充電器を非常持ち出し品とすることを追加
第3章 防災組織	第3節 本部の配備体制	● 機構変更に伴い第1非常配備の配備要員の「審議監」を削除 ● 機構変更に伴い第1非常配備の配備要員に「開発推進課長」を追加 ● 機構変更に伴い第2非常配備の配備要員に「開発推進課」を追加
第4章 災害予防計画	第1節 災害危険区域及び整備計画	● 災害危険区域等の追加による修正
	第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	● 防災思想の普及方法として「防災イベント」や「学校教育の場の活用」を追加
	第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	● 災害時において住民の生活を確保するための物資等の整備・確保について要配慮者向けの物資等の確保に努めることを追加 ● 整備する防災資機材の具体例として「非常用発電機」を追加
	第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	● 「避難所」を「指定避難所」に修正
	第7節 避難体制整備計画	● 「避難所」を「指定避難所」に修正 ● 「避難場所」を「指定緊急避難場所」に修正 ● 避難者台帳を速やかに作成するためにあらかじめ印刷のうえ各避難所に保管することについて追加

章	節	主な修正内容
	第 8 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	● 要支援者名簿について電子媒体と紙媒体で保管することを追加 ● 名簿に記載する者の範囲について「市の生活支援を受けている難病患者」から「障害福祉サービスを受けている難病患者」に修正
	第 9 節 情報収集・伝達体制整備計画	● 情報収集時に停電の発生も想定することを追加 ● 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために提供する場所の選定に努めることについて追加
	第 16 節 土砂災害予防計画	● 土砂災害警戒情報の伝達について補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報について追加
	第 17 節 積雪・寒冷対策計画	● 「避難所」を「指定避難所」に修正 ● 被災者及び避難者対策として整備・備蓄する用品について「発電機」を追加 ● 被災者及び避難者対策として道は市町村の発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など速やかな支援が行える体制の整備に努めることを追加 ● 避難所対策として冬期間でも使用可能なトイレの調達方法について検討し、民間事業者との協定締結などにより必要な台数を確保することを追加 ● 応急仮設住宅について積雪寒冷に対応したものとし、検証、検討を進め改善に努めるよう修正
第 5 章 災害応急対策 計画	第 2 節 災害情報通信計画	● 通信手段の確保について応急復旧対策のために必要な場所の確保・提供することを追加
	第 3 節 災害広報・情報提供計画	● 住民等への広報の例について Twitter、臨時災害放送局を追加 ● 市の広報についてボランティア団体や NPO 等との連携を図ることを追加
	第 4 節 避難対策計画	● 警戒レベルの運用に伴う避難情報の発令区分等について修正 ● 指定避難所の開設にあたって施設の安全性を確保することを追加 ● 避難所運営について関係団体等との連携・協力に努めることについて追加 ● 避難所運営について障がい特性に応じた情報伝達手段を用いることを追加 ● 指定避難所の良好な生活環境の確保について段ボールベッドの早期導入等を追加 ● 避難所における家庭動物のためのスペースの確保について冬期を想定することを追加 ● 避難所の巡回等、砂川警察署の役割について追加 ● 車中泊による避難者へエコノミークラス症候群等の予防対策の周知など配慮を行うことについて追加 ● 安全対策や避難所施設の利用ルール等をあらかじめ規定し円滑な避難所運営体制を構築することを追加 ● 避難所における食事についてアレルギーや栄養バランスを考慮することを追加
	第 6 節 自衛隊派遣要請および派遣活動計画	● 「陸上自衛隊第 10 普通科連隊」を「陸上自衛隊第 10 即応機動連隊」に修正
	第 13 節 交通応急対策計画	● 「通行禁止又は制限から除外する車両」を「規制除外車両」に変更
	第 15 節 食料供給計画	● 米穀について買入れ・販売等に関する基本要領の規定により政府所有米穀の緊急の引渡を要請することを追加 ● 北海道による食料の供給について市の要求を待つかとまがない場合に被災地域に過不足なく食料が提供されるよう配慮することや支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化し事前に経費負担の有無を明示することを追加
	第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画	● 北海道による衣料・生活必需物資の供給について災害時に迅速に調達できるよう事前に業者等と連絡調整を行うことや物資を配分速達する際に無償・有償の区分を明確化し事前に経費負担の有無を明示することを追加
	第 18 節 石油燃料供給計画	● 「暖房用燃料」を「石油類燃料」に変更

章	節	主な修正内容
		● 北海道の役割として災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設及び市の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行うことを追加 ● 指定地方行政機関として「北海道経済産業局」とその役割を追加 ● 道の役割として災害時情報収集システムを利用し効率的にＳＳの営業状況等の情報提供や、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行うことを追加 ● 平常時の取組として道は重要施設の燃料タンク等の情報を整理し北海道石油業協同組合連合会等と共有するとともに、重要施設管理者等に対し災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知することを、市は市民及び重要施設等に対し、車輛や施設等の燃料を日ごろから満量としておくよう啓発することを、北海道経済産業局は陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て災害時における燃料供給のノウハウの拡充を図るための合同訓練を行うことを追加
	第20節 ガス施設災害応急計画	● 応急対策についてガス事業法に基づき保管規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図ることを追加 ● 文中「メーターコック」を「メーターガス栓」に変更
	第24節 住宅対策計画	● 入居者資格について収入分位 50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者であることに修正し、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いをすることを追加
	第28節 家庭動物等対策計画	● 災害発生時には、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難することの追加
	第30節 廃棄物処理計画	● 節冒頭の文章について災害によって発生する廃棄物等を「災害廃棄物」、災害廃棄物や死亡獣畜の処理等を「廃棄物等の処理」とするよう修正 ● 上記修正による語句の修正
	第31節 災害ボランティアとの連携計画	● 北海道災害ボランティアセンター及び被災地におけるボランティアセンターの活動について「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、砂川市における災害ボランティアセンターの設置・運営については「砂川市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」によることを追加
第7章 事故災害対策 計画	第6節 林野火災対策計画	● 「陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊」を「陸上自衛隊滝川駐屯地第10即応機動連隊」に修正
	第7節 大規模停電災害対策計画	● 大規模停電災害対策計画の新設 ● 基本方針として大規模停電災害により市民の生命、財産等に被害が生じるおそれがある場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図ること等を新設 ● 災害予防の実施事項について北海道電力株式会社は電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずること、電力設備について国の基準等に基づく耐震性を確保し設備構成の多重化や系統監視、制御システム等により電力供給システム全体の耐震性を確保すること、災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなどの災害時に対策が有効に機能するか確認することを新設 ● 災害予防の実施事項について北海道経済産業局は電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等に必要な取り組みを行うことを新設 ● 災害予防の実施事項について北海道産業保安監督部は電気事業法に基づく立入検査等を通じ自主保安体制確立のための指導及び指示を行うこと、電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うことを新設 ● 災害予防の実施事項について防災関係機関は災害時における応急活

章	節	主な修正内容
		動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平時から関係機関相互の連携体制の強化を図ること、非常用電源を整備しその燃料を満量にするなど、停電時に対応できる電源を確保すること、市民に向けて通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うこと、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り体制の改善等必要な措置を講ずること、関係機関と相互に連携して電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備することを新設 ● 災害予防の実施事項について病院等の防災上重要な施設は非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にし、停電時に対応できる電源の確保に努めることを新設 ● 災害応急対策の情報通信について情報通信連絡系統図のとおりにすることを新設 ● 災害応急対策の情報通信について実施事項として関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保すること、災害情報の収集に努め把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡すること、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うことを新設 ● 災害応急対策の災害広報について実施機関を市、道、砂川警察署、北海道電力株式会社とすることを新設 ● 災害応急対策の災害広報について実施事項として停電及び停電に伴う災害の状況、関係機関の災害応急対策に関する情報、停電復旧の見通し、避難の必要性等地域に与える影響等を地域住民へ適切に提供するほか、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えることを新設 ● 災害応急対策の応急活動体制について市は大規模停電災害が発生又は発生するおそれがある場合その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施することを新設 ● 災害応急対策の応急活動体制について道は大規模停電災害が発生又は発生するおそれがある場合その状況に応じて北海道地域防災計画の定めるところにより災害応急対策を実施することを新設 ● 災害応急対策の応急活動体制について防災関係機関は大規模停電災害が発生又は発生するおそれがある場合その状況に応じて応急活動体制を整え関係機関と連携をとりながらその所管に係る災害応急対策を実施することを新設 ● 災害応急対策の応急活動体制について北海道電力株式会社は電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、防災業務計画によって災害応急対策を講ずること、早期の停電復旧活動を行うために防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施すること、大規模な災害が発生し北海道電力株式会社単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制を整備することを新設 ● 災害応急対策の消防活動について、エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者と連携した救助をすること、火災発生に対する迅速な消化活動を行うこと、医療機関との連携による円滑な救急搬送を行うことを新設 ● 災害応急対策の医療救護活動について市は医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施することを新設 ● 災害応急対策の交通対策について砂川警察署は信号の停止により交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置することを新設 ● 災害応急対策の交通対策について道路管理者はロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応

章	節	主な修正内容
		じた交通規制を行い関係機関との道路情報の共有を行うことを新設 ● 災害応急対策の避難所対策について大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図ることについて新設 ● 災害応急対策の応急電力対策について北海道電力株式会社は道と市等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うこと、関係機関は必要に応じて携帯電話等充電が必要となる機器を有している被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者と連携して充電機器等の提供に努めることを新設 ● 災害応急対策の給水対策について水道事業者は断水地域への給水活動を行うほか、必要に応じて近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請することを新設 ● 災害応急対策の石油類燃料の供給対策について市及び道の大規模停電災害時における石油類燃料の供給について新設 ● 災害応急対策の防犯対策について砂川警察署は巡回警ら等の警戒活動による防犯対策を行うことを新設 ● 災害応急対策の自衛隊派遣要請について災害の規模や収集した被害情報から判断し、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することを新設 ● 災害応急対策の広域応援について市、道及び消防機関は災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は他の消防機関、市町村、都道府県及び国へ応援を要請することを新設 ● 情報通信連絡系統図を追加

2. 地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第4節 計画の基本指針	● 住民及び民間事業者の責務について災害時に正常性バイアスが働くことを追加 ● 平常時の備えについて「避難の方法（避難路、避難場所等）」を「避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）」に修正 ● 平常時の備えについてポータブルストーブを備蓄すること、携帯電話充電器を非常持ち出し品とすることを追加 ● 平常時の備えについて要配慮者への配慮を町内会におけるものとするを追加 ● 平常時の備えについて自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施をすることを追加 ● 災害時の対策について住民が主体となった避難所運営体制を構築することを追加
	第5節 砂川市の地勢及び社会的現況	● 要配慮者の増加について「平成29年3月末」のデータを「平成31年3月末」のデータに更新
	第6節 砂川市における地震の想定	● 既往地震における道内各地域の最大震度について胆振東部地震の追加に伴い修正
第2章 災害予防計画	第1節 住民の心構え	● 家庭における措置の平常時の心得について飲料水の用意をすることを追加 ● 家庭における措置の地震発生時の心得について緊急地震速報を見聞きしたときにはまわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じてあわてずに身の安全を確保すること、揺れがおさまったら落ち着いて火の始末をすることを追加 ● 職場における措置の地震発生時の心得について緊急地震速報を見聞きしたときにはまわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じてあわてずに身の安全を確保すること、揺れがおさまったら落ち着いて火の始末をすることを追加
	第12節 建築物等災害予防計画	● 建築物の防災対策について道及び市は連携し石綿の飛散防止に係る法令等に基づき石綿使用建築物等の把握、住民等への普及啓発を行うことについて追加
第3章 災害応急対策計画	第2節 地震情報の伝達計画	● 緊急地震速報の発表等について「震度5以上」を「最大震度5以上」に修正 ● 緊急地震速報の発表等についてNHKはテレビラジオを通して住民に提供することを削除 ● 地震活動に関する解説資料等について図表にまとめ、内容を「地震解説資料（速報版）」「地震解説資料（詳細版）」「地震活動図」「週刊地震概況」に修正

3. 資料編

章	節	主な修正内容
第1章 関係資料	1－1 防災関係機関等の連絡先	● 東日本電信電話(株)北海道事業部の住所を「札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地」から「札幌市中央区北 1 条西 4 丁目」に変更 ● 札幌地区トラック協会滝川支部の住所を「滝川市大町 1 丁目 8-27」から「滝川市大町 5 丁目 5-23」に修正
第2章 関係資料	2－1 主な災害発生記録	● 胆振東部地震の発生に伴い年月日「30.9.6～7」区分「全域停電」災害の概要「市街地の一部 9 時間 40 分停電、その他の地区 33 時間 35 分停電」被害「畜産被害 2 件、商業被害 19 件、電話回線被害 1,000 件、市内全域停電、被害総額 21,928,000 円」を追加
第3章 関係資料	3－1 砂川市災害対策本部組織図	● 本部員会議「総務部審議監」を削除 ● 総務部副部長を「総務部審議監」から「市長公室課長」に修正 ● 総務部副部長が「市長公室課長」となったことから統括班長を「市長公室課長（兼）」に変更 ● 統括班副班長に「開発推進課長」を追加 ● 統括班員に「開発推進課員」を追加 ● 総務班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「総務課副審議監」に変更 ● 農政班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「農業委員会主幹」に変更 ● 給水・下水道班副班長を「土木課副審議監（兼）」に修正
	3－2 砂川市災害対策本部事務分掌	● 文教班の所掌事項として「避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること」を追加
	3－4 防災資機材一覧表	● 資材の数量について「河川排水用ポンプ」を 2 台から 4 台に更新 ● 資材の数量について「発電機」を 1 台から 2 台に更新
	3－6 応急対策職員動員調書	● 元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
	3－7 職員動員要請調書	● 元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
	3－8 気象情報の種類及び発表基準	● 気象情報等について 5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の 2 段階で発表される警報級の可能性を新設 ● 気象情報等の地方気象情報、府県気象情報の発表される条件として警報・注意報のほか「特別警報」を追加 ● 大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布について追加 ● 気象情報等の記録的短時間豪雨について発表条件を「数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測」から「大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測」に変更 ● 気象情報等の記録的短時間豪雨について情報発表時の災害発生の危険度が高まっている場所について確認できるサイトの URL を追加 ● 気象情報等について土砂災害警戒情報として「大雨警報（土砂災害）」発表中に大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、自主避難の判断を支援するために呼び掛ける情報であること、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象とすることを新設 ● 気象情報等の竜巻注意情報について発表の条件を「竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報」から「竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報」に変更するとともに、目撃情報があった場合にその地域を示し更なる激しい突風が発生しおそれが高まっている旨を付加した情報が発表されること、危険度が高まっている場所について確認できるサイトの URL を追加 ● 気象等に関する特別警報について北海道内で発表された大雨特別警

章	節	主な修正内容
		- 報の日付を「平成 26 年 9 月」から「平成 26 年 9 月 11 日」に修正 - 気象等に関する特別警報の表下部に補足説明として「※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される」を追加 - 気象等に関する警報について表中の土壌雨量指数基準を「127」から「155」に変更 - 気象等に関する注意上について表中の土壌雨量指数基準を「93」から「91」に変更 - 地面現象警報及び注意報の表を削除 - 浸水警報及び注意報の表を削除 - 洪水警報及び注意報について表中指定河川洪水予報による基準の「石狩川下流[奈井江大橋]」を「石狩川下流[橋本町、奈井江大橋]」に変更するとともに表下部に補足説明として「※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。」を追加 - 防災気象情報と警戒レベルとして警戒レベル 1~5 について発表される情報について洪水、土砂災害別に表で表記し下部に各情報に関する補足説明を新設
	3－9 気象情報伝達系統図	- 気象情報伝達系統図中の「陸上自衛隊第 10 普通科連隊」を「陸上自衛隊第 10 即応機動連隊」に修正 - 気象情報伝達系統図中の「NTT 東日本仙台センタ NTT 西日本大坂センタ」を「NTT 東日本五反田センタ NTT 西日本松山センタ」に修正
第 4 章 関係資料	4－1 重要水防箇所・ハザードマップ	道及び国が公表している重要水防箇所の変更・更新等に伴い図及び表の整合性を図るよう更新
	4－2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、土石流危険渓流	急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所について危険箇所名「上砂川鶉本町北 4 丁目 2」「上砂川鶉本町北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 1」「上砂川鶉本町北 1 丁目 2」「上砂川東鶉北 3 条 3 丁目」「上砂川下鶉南 2 条 3 丁目」「上砂川下鶉北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 3」を追加
	4－4 災害危険箇所位置図	災害危険箇所位置図について危険箇所名「上砂川鶉本町北 4 丁目 2」「上砂川鶉本町北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 1」「上砂川鶉本町北 1 丁目 2」「上砂川東鶉北 3 条 3 丁目」「上砂川下鶉南 2 条 3 丁目」「上砂川下鶉北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 3」を追加
	4－5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の表及び図について「上砂川鶉本町北 4 丁目 2」「上砂川鶉本町北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 1」「上砂川鶉本町北 1 丁目 2」「上砂川東鶉北 3 条 3 丁目」「上砂川下鶉南 2 条 3 丁目」「上砂川下鶉北 2 丁目」「上砂川鶉本町北 1 丁目 3」を追加
第 5 章 関係資料	5－11 広報車一覧表	広報車一覧表を更新
	5－13 避難所収容者名簿	避難所収容者名簿の様式を全面変更
	5－14 避難者世帯簿	元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
	5－18 自衛隊派遣要請書	元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
	5－19 自衛隊災害派遣撤収要請書	元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
	5－30 公用車両一覧表	公用車両一覧表を更新
	5－37 学用品の給与状況	元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除

章	節	主な修正内容
	5-41 労務者動員要請調書	元号変更に伴い図中の「平成」の表記を削除
第6章 (地震災害対策編) 関係資料	6-1 過去に発生した各地域の主な被害地震	- チリ地震津波の規模を「8.5」から「9.5」に修正 - 胆振東部地震の発生に伴い災害発生日地震災害名「平成30年9月6日(2018)「平成30年北海道胆振東部地震」震央「胆振地方中東部 N 42° 41' E142° 0' H 37」規模「6.7」最大震度「7 厚真、6 強安平、むかわ」被害状況「石狩、胆振地方を中心に被害 死者 43 (うち、市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したと認められたもの 2) 住家全壊 469、半壊 1,660、一部損壊 13,849 (H31.3.31 現在)」を追加
	6-2 既往地震による(総合)振興局別最大震度	- 気象庁が名称を定めたことによる地震名の変更 - 胆振東部地震の発生に伴う追加
その他関係資料	1 砂川市における防災関係の協定締結一覧	- キャッシュサイトの提供、ヤフーサービス上に避難所等の防災情報や避難勧告等の緊急情報などを掲載、緊急情報を発信するツールを提供することを協定内容とした災害に係る情報発信等に関する協定書を H30.6.14 にヤフー株式会社と締結したことから追加 - 災害時における応急対策用生活物資供給に関する相互協定書の協定先である「(株)セイコーマート」を「(株)セコマ」に変更 - 災害時における段ボールベッド等の供給及び調達を協定内容とした災害時における物資の供給に関する協定書を H31.2.1 に王子コンテナ株式会社札幌工場と締結したことから追加 - 災害時における段ボールベッド等の供給及び調達を協定内容とした災害時における物資の供給に関する協定書を R1.12.7 に合同容器株式会社と締結したことから追加 - 災害時における物資の供給を協定内容とした災害時における応急生活物資の供給に関する協定書を R2.1.27 に株式会社ツルハと締結したことから追加 - 砂川市内郵便局の協定内容に「申し出により郵便物を避難所へ配送」を追加 - 応急対策に必要な人員、要配慮者等の輸送業務、応急対策等に必要な機材、物資の輸送業務、災害状況及び被害情報の取得・通報、その他必要とみとめるものを協定内容とした災害時における緊急輸送等に関する協定書を H31.2.5 に株式会社三星と締結したことから追加 - ハイウェイオアシス館内における所有施設を一時的な避難拠点とすること、所有する商品の供給及び運搬を協定内容とした災害時における避難所等の協力に関する協定書を R1.7.22 に砂川ハイウェイオアシス観光株式会社と締結したことから追加 - 災害非常時に発電機能を有しコンセントの接続により電気を供給できる電気自動車の優先貸借を協定内容とした災害時におけるレンタル車両の優先貸借に係る協定書を R1.10.23 に株式会社トヨタレンタリース新札幌と締結したことから追加 - 災害ボランティアセンターの設置及び運営を協定内容とした砂川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書を R1.12.24 に社会福祉法人砂川市社会福祉協議会と締結したことから追加 - 大規模災害時等の連携に関する協定書について「陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊」を「陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊」に修正